

**今回のテーマ：1月から傷病手当金の取り扱いが変更！？**

Q. 令和4年1月1日から、傷病手当金の取り扱いが改正されたと聞きました。どのように改正されたか、教えていただけませんか？

A. 令和4年1月1日より、健康保険法の改正により「傷病手当金の支給期間の通算化」が行われるようになりました。

業務外傷病により労務に服せない期間、賃金が不支給になった場合等に健康保険の被保険者には傷病手当金が支給されます。傷病手当金は、支給開始日から「最長1年6か月」支給される制度です。現状、この1年6か月というのは、暦のうえで計算した期間であって、実際に受給した期間ではありません。例えば、復職し受給していない期間があっても、受給開始日から1年6ヵ月を経ると受給期間が満了しそれ以降は、受給できません。

令和4年1月1日改正により通算して1年6か月分、傷病手当金が受給できるようになります。入退院を繰り返すなど、治療と仕事の両立をしやすくするように制度改正されるといえます。

**傷病手当金の支給期間が歴計算でなく受給期間計算に！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**